

加東市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（12月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和7年1月27日

加東市監査委員 壱 井 弘 次
加東市監査委員 田 中 正 紀
加東市監査委員 神 田 耕 司

令和6年度定期監査（12月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年12月25日において令和6年度12月期（令和6年4月1日から令和6年11月30日まで）における、総務財政部総務財政課及び同部管財課の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和6年度12月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【総務財政課】

1 監査の結果

総務財政課は総務係及び財政係で構成され、事務職員6人、パートタイム会計年度任用職員1人の合計7人である。

令和6年11月末時点の行政不服審査制度による審査請求は0件、情報公開制度による開示請求は15件、個人情報保護制度による開示請求は11件であった。

制度の概要及び開示請求の傾向を確認したところ、情報公開制度については、本年度は市民よりも事業者からの請求が多いことが挙げられた。

歳入歳出執行状況について、差引過不足を中心に確認した。国民健康保険特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金、病院事業会計補助金における差引不足額は、人事院勧告に伴う給与改定によるもので、12月に増額補正を見込んでいる。また、予備費の補正は、補正予算の増額に対する財源として減額するものである。

令和6年度から新たに導入した議会答弁検討システム（答べんりんく）の使用料は月48,400円、年間532,400円で、導入による効果として議会答弁に係る業務負担の削減、チェック体制の強化などが挙げられた。

令和6年11月末時点の地方債の状況は、令和5年度末現在高25,579,061,610円に対し、令和6年度償還元金1,103,392,131円、令和6年度借入額20,000,000

円で、現在高は 24,495,669,479 円となっている。加東市財政計画における令和 6 年度末時点の残高見込みは約 269 億 4,000 万円であり、今後約 34 億円の借入れを予定していると説明があった。

地方消費税交付金の納付時期と交付時期の関係について確認した。税の納付から約 3 か月後に交付されることとなっており、交付時期は 6 月・9 月・12 月・3 月である。また、各交付金の予算計上に係る算定については、国・県による収入見込み及び前年度実績額を基に、税率変動等の社会情勢の変化を加味しながら算定していること、ゴルフ場利用税交付金については、概ね予算通りの収入を見込んでいることを確認した。

法律顧問委託（法令解釈、債権回収手続、不法行為対応等の法律相談に対する助言等）では月 88,000 円、年間 1,056,000 円で契約している。本契約は随意契約 1 者見積（2 号理由）であり、契約相手とは 10 年以上継続して契約を行っている。本業務は年度をまたぐ継続事案もあること、加東市の業務状況を把握しているものが望ましいことから継続して契約していると説明があった。年間の相談件数は 40 件程度あることから、利用頻度を踏まえ契約金額は妥当であると思われる。

委託契約、使用料及び賃借料に係る書類を一部確認したところ、適正に処理されていた。

2 意 見

行政不服審査制度による審査請求、情報公開制度による開示請求、個人情報保護制度による開示請求については、今後も適正に対応いただきたい。

制限付一般競争入札においては入札者数 1 者の契約が複数見受けられた。本来、競争によってより有利な価格で契約できるところ、1 者のみという状態が続くと特定の業者が独占して価格を決定する可能性があり、今後の動向には注視したい。

当課は加東市の財政運営という重要な役割を担っている。財政は市の根幹であるとともに、特に市民の関心も高いため、より厳正な事務をお願いしたい。

【管財課】

1 監査の結果

管財課は契約検査係及び財産管理係で構成され、事務職員 5 人、フルタイム会計年度任用職員 1 人、パートタイム会計年度任用職員 4 人の合計 10 人で、うち 1 名が育児休暇中である。

歳入歳出執行状況について、差引過不足を中心に確認した。歳入予算・土地売払収入の収入見込みについて、本年度 3 件の売り払いを予定していたが、うち 1 件については、鑑定評価により当初予算額と売却予定価格に乖離があったため、

また残りの 1 件については、売却予定地に隣接する土地との一体的な売却を検討し、次年度以降に売却することとしたため、減額見込であると説明があった。

1 件 50 万円以上の修繕料は、庁舎中央監視設備部品交換、加東市役所昇降機部品交換及び旧滝野庁舎昇降機部品交換であったが、これらが保守点検業務委託の対象とはならないことを確認した。

令和 6 年 11 月末時点で公用車 6 台を経年車両更新のため購入している。新たに購入した公用車はすべてドライブレコーダーが前後に設置されていることを確認した。

令和 6 年度加東消防署旧東条分署解体撤去工事は、制限付一般競争入札に 7 者が入札し、20,460,000 円で落札された。予定価格との乖離及び入札金額の中でも倍ほどの差が生じている要因について、解体工事においては機械等の所有の有無によって金額に差が生じやすい傾向にあることが挙げられた。

低入札価格調査制度とは、予定価格の制限の範囲内の価格かつ失格判断基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者について、当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについての調査を行い、落札者を決定する制度で、予定価格が 1 億円以上の建設工事又は加東市指名競争入札参加者等資格審査会が決定した工事請負契約において実施される。令和 6 年 11 月末時点で、低入札価格調査制度を活用し、実施した入札は 6 件あるが、うち 5 件について、低入札価格調査を行っている。

工事において、令和 6 年 11 月末時点で不調となった入札は 9 件あり、そのうち 8 件については再入札又は随意契約が行われており、残り 1 件についても現在調整中であると説明があった。

測量、設計、業務委託等、物品及びリース契約において、入札件数 138 件のうち 2 件が紙入札となっているのは、発注者が北播衛生事務組合及び北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園であり、一部事務組合は市が利用する兵庫県電子入札共同運営システムを利用してないためである。電子入札を行うためには、市とは別の団体として登録する必要があるが、電子証明書（IC カード）には購入費用及び更新費用が発生するため、入札自体少ない一部事務組合では紙の方が経済的であると説明があった。

市民からの土地の寄附について、加東市の方針を確認した。市民から寄附の申出はあるものの利用が困難な土地が多く、維持管理費用も要することから、受け付けていないと説明があった。

委託料及び工事請負に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。随意契約 1 者見積（2 号理由）についてもその理由が適正であることを確認している。

2 意 見

市の入札において、紙入札を希望する業者に対しては、電子入札に並行して受け付けており、中小企業における入札の機会の確保に努めていると評価する。

契約事務においては、引き続きチェック体制の強化に努め、厳正な事務をお願いしたい。